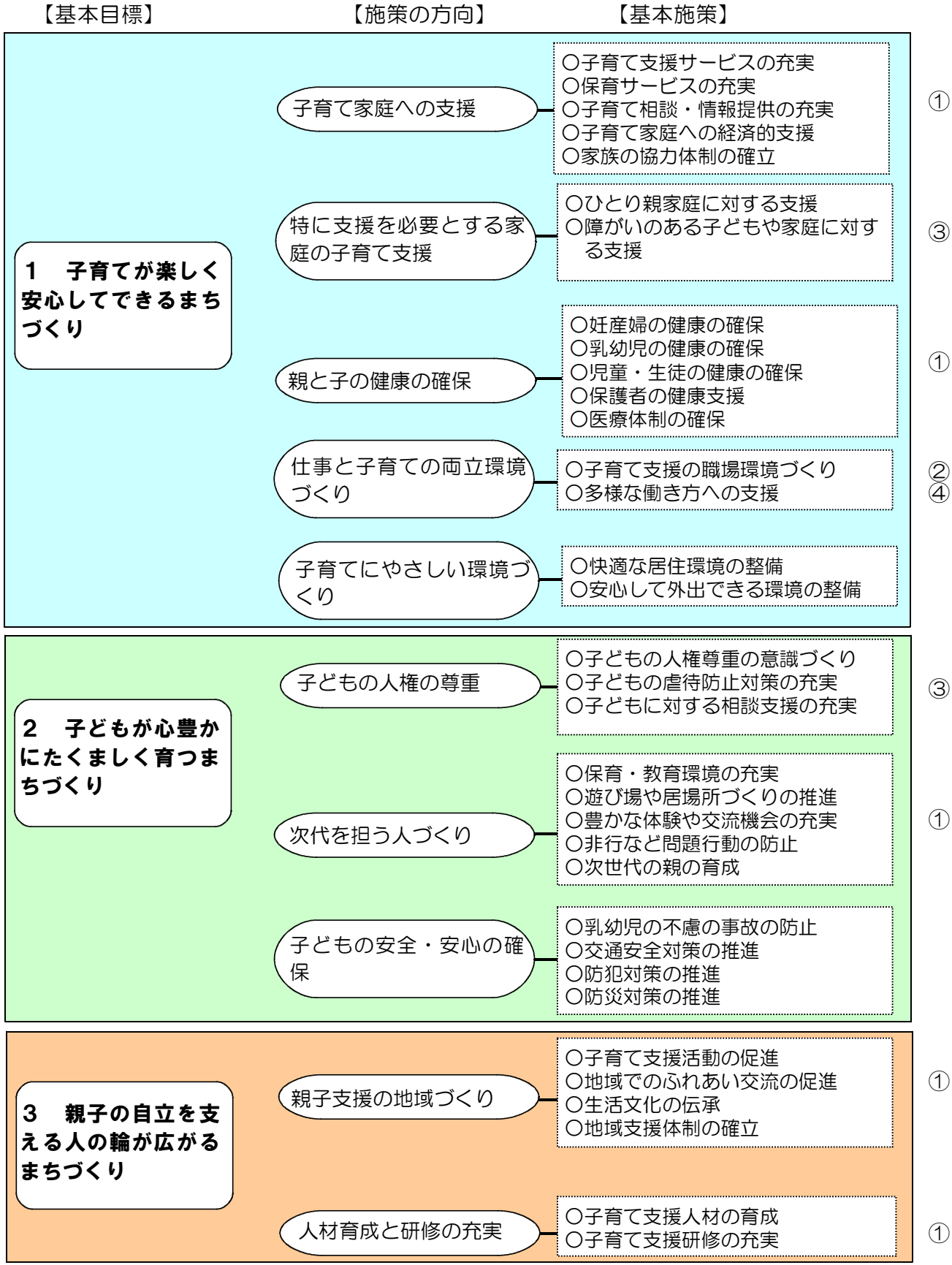


「吉野町次世代育成支援後期行動計画」と「市町村子ども・子育て支援事業計画」の関連

吉野町次世代育成支援後期行動計画

国が示している「市町村子ども・子育て支援事業計画」の記載事項



- 〈必須記載事項〉
- ◎教育・保育提供区域の設定
 - ◎各年度における幼児期の学校教育・保育の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期
 - ① ◎地域子ども・子育て支援事業の見込み、提供体制の確保の内容
 - ◎幼児期の学校教育・保育の一体的提供、当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

- 〈任意記載事項〉
- ② ◎産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
 - ③ ◎子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
 - ・児童虐待防止策の充実
 - ・ひとり親家庭の自立支援の推進
 - ・障がい児などの特別な支援が必要な子どもの施策の充実
 - ④ ◎職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携
 - ・仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
 - ・仕事と子育ての両立のための基盤整備

吉野町における関連計画

- 第4次吉野町総合計画（平成23～32年度）
- 吉野町地域福祉計画（平成24～28年度）
- 吉野町地域福祉活動計画（平成25～28年度）
- 第2次障害者基本計画（平成25～34年度）

※「次世代育成支援行動計画」から「子ども・子育て支援事業計画」への移行に向けては、現行計画である「吉野町次世代育成支援後期行動計画」の内容を踏まえつつ、新しい計画に掲載すべき内容の検討を進めていく。

